

○農林水産省、厚生労働省、国土交通省、環境省、告示第一号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省、通商産業省、令第三号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、昭和四十七年農林省、厚生労働省、通商産業省、告示第一号の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、表中表の上欄の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年十月三日

財務大臣	麻生 太郎
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	齋藤 健
経済産業大臣	世耕 弘成
国土交通大臣	石井 啓一
環境大臣	中川 雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後 前

改 正 後	改 正 前
<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第一及び別表第二に規定する学力</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第一及び別表第二に規定する学力は、次の表の上欄に掲げる学歴に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学、工学又は化学の課程（汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者については、農学（水産学を含む。）を修めて卒業したことを除く。）の課程を含む。）を修めて卒業したことを（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと）。</p> <p>一 次に掲げる学校その他の教育施設において、薬学、工学又は化学の課程（汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者については、農学（水産学を含む。）を修めて卒業したことを除く。）の課程を含む。）を修めて卒業したことを。</p> <p>イ 国立研究開発法人水産研究・教育機構（旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校を含む。）</p> <p>ロ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校</p> <p>ハ 独立行政法人航空大学校（旧航空大学校を含む。）</p> <p>ニ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による海上保安大学校（国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号）による改正前の海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び旧運輸省組織令（昭和五十九年政令第七十五号）による海上保安大学校を含む。）</p> <p>ホ 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）及び旧運輸省組織令による気象大学校を含む。）</p> <p>ヘ [略]</p> <p>ト 独立行政法人海技教育機構の海技士教育科（海技専攻課程の海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）又は海技課程専修科（旧海技大学の海技士科、旧独立行政法人海技大学の海上技術科及び海技士科並びに旧独立行政法人海員学校の専修科（それぞれ学校教育法に基づく高等学校卒業程度を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）並びに旧海技大学の本科を含む。）</p> <p>チクク [略]</p> <p>二・三 [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第一および別表第二に規定する学力は、次の表の上欄に掲げる学歴に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく短期大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学、工学又は化学の課程（汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者については、農学（水産学を含む。）を修めて卒業したことを除く。）の課程を含む。）を修めて卒業したことを。</p> <p>イ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）による水産大学校</p> <p>ロ 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）による防衛大学校</p> <p>ハ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）による航空大学校</p> <p>ニ 国土交通省組織令による海上保安大学校</p> <p>ホ 国土交通省組織令による気象大学校</p> <p>ヘ [略]</p> <p>ト 国土交通省組織令による海技大学校本科</p> <p>チクク [略]</p> <p>二・三 [略]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。